

Ⅶ 推進体制

(1) 千葉県県民活動推進委員会

県民活動の推進に当たり、市民活動団体等、関係する各分野の立場からの意見や助言等を広く求めるため、千葉県県民活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置しています。

(2) 千葉県県民活動推進会議

県民活動に関する施策を県行政で円滑に進めることを目的として、千葉県県民活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置しています。

推進会議は、推進委員会と協力し、県民活動に対する理解を促進するとともに、市民活動団体との協働を推進していきます。

また、市民活動団体関連事業を実施している担当課職員などを「パートナーシップ推進員」とし、パートナーシップ推進員会議を通して情報を共有し、各部署が共通の認識を持って連携・協力を図りながら、県庁内が一体となって市民活動団体とのパートナーシップを推進していきます。

千葉県県民活動推進体制

